

議第149号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。

第30条の2第2項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下「特定小規模施設省令」という。）第3条第2項及び第3項に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設省令第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。）を設置したとき。

第59条中「、圧縮ガス、液化ガス」を削り、「生ずる」を「生じる」に、「消防長の」を「消防長が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を整備する等の必要があるの
で提案する。